



東村山市立回田小学校
令和 5 年度
4 月 7 日 第 1 号
学 校 だ よ り

「心をみがき ともに生きる」 ために

4 月に回田小学校校長に着任した渡辺 毅（わたなべ たけし）と申します。よろしく願いいたします。着任してすぐに、多摩湖町と廻田町それぞれの桜まつりに参加させていただきました。そこで様々な仕事の手伝いをしていた本校の児童に出会いました。福留前校長先生に案内していただいて訪れたのですが、福留先生の姿を見付けると「こんにちは」と元気に挨拶する子がたくさんいました。暖かな陽気も手伝ってのことかもしれませんが、とても心が温くなりました。5 日（水）には、新 6 年生が校内の机配置換えと入学式会場準備等のために登校してきました。机や椅子を運んだり、1 年生の教室準備をしたり、入学式の会場づくりに参加したりと、それぞれの児童が精いっぱい働きました。子供たちが働いているところに出向いて様子を見ていた私に「こんにちは！」と元気な声で自分から挨拶してくる子が何人もいました。すがすがしい思いになりました。



『『こころ』は見えないけれど、『こころづかい』は見える』とは、かつてコマーシャルで聞いたことがあるフレーズです。子供たちからの挨拶は私に対する『こころづかい』だったのではないかと感じました。この『こころづかい』は子供たちの「心をみがく」うえで欠かせないものだと思います。

昨日の入学式で新 1 年生の子供たちに「あいさつ」の話をしました。相手の人がさわやかな気持ちになるようなあいさつは相手への『こころづかい』です。話の中で新 1 年生に「おはようございます」を言ってみようという練習の場を設けました。とても丁寧な声で「おはようございます」が会場いっぱいに響きました。

子供たちの心をみがくことで、自分を大切にするように相手も大切にできる子が育つのではないかと考えています。これからの変化が激しい世の中を生き抜くうえで、「心をみがき ともに生きる」ための資質や能力は欠くことができないと思います。ご家庭ではこれまででもやっていただいていたと思いますが、今後もお子さんや地域の方々とあいさつを交わしていただけると有難いです。そのような姿が子供たちを感化させ、子供たちの行動に変化をもたらすと思います。

昨日「令和 5 年度 新学期からの感染症拡大防止に向けた対応について」というお知らせを新 1 年生は手紙で、2 年生以上は「れんらくアプリ」に添付して保護者の皆様へお送りしました。マスクの着用については個人の判断が尊重され、学校でマスク着用を求める指導は行いません。感染症の予防措置については、当分の間これまでお願いしてきた予防措置を継続します。詳細はお知らせをご確認ください。



SCHEDULE of



日 (SUN)	月(MON)	火(TUE)	水(WED)	木(THU)	金(FRI)	土 (SAT)
						4/1
						春季休業日
2	3	4	5	6	7	8
春季休業日	春季休業日	春季休業日	春季休業日終 入学式準備 6年生登校 (8:45～)	第 1 学期始業式 入学式	特別時程 4 時間 (給食なし) 1 年 3 時間授業 定期健康診断始 安全指導日 身体計測 【2・3・5 年生】	
9	10	11	12	13	14	15
	□座引落日 【2～6 年】 特別時程 4 時間 (給食あり) 給食始 【2～6 年】 1 年 3 時間授業	特別時程 4 時間 【2～6 年】 1 年 3 時間授業 聴力検査 【5 年】 封筒書類回収日	1 年 4 時間授業 聴力検査 【3 年】 防犯パトロール (情報交換会 11:30) ALT	5 時間授業 【2～6 年】 1 年 4 時間授業 聴力検査 【2 年】 SC 相談日	聴力検査 【1 年】 1 年 4 時間授業 委員会活動 ICT	
16	17	18	19	20	21	22
	心のゆりの木 避難訓練 1 年 4 時間授業	全国学力調査 【6 年】 内科検診 【1・4 年】 給食始 【1 年】	防犯パトロール	消防写生会 【2 年】 尿検査配布① SC 相談日	特別時程 4 時間 (給食あり) 耳鼻科検診 【1・4 年】 尿検査配布② 保護者会	
23	24	25	26	27	28	29
	心のゆりの木 耳鼻科検診 【3・6 年】 1 年生を迎える会 尿検査回収日①	内科検診 【2・3 年生】 生活科見学 【2 年】	耳鼻科検診 【2・5 年】 生活科見学 【1 年】 委員会紹介集会	自転車教室 【3 年】 歯科検診 【2・5 年】 SC 相談日	地域訪問① ICT	昭和の日
30	5/1	2	3	4	5	6
	全学年 5 時間授業 地域訪問② ALT	全学年 5 時間授業 地域訪問③	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	

留守番電話自動応答装置の運用時間

(平日) 17 時～翌朝 8 時まで

(土・日曜日・祝日等) 終日

上記の時間帯は、留守番電話になります。

緊急の場合は、042-393-5111 (東村山市役所) に電話してください。

おしらせ



子ども基本法が令和5年4月1日に施行されました

子ども基本法は子どもの権利を守るための法律です。その趣旨を尊重し、子供のもつ権利を認め、守り、尊重しあう社会とするよう、学校・家庭・地域で協力していきましょう。

「令和5年度の教育費援助制度のお知らせ」を配布しました。この制度をご利用される方は、毎年度申請が必要です。内容を確認の上、申請してください。

◆申請受付場所 東村山市教育委員会教育部学務課（東村山市役所いきいきプラザ4階）

※郵送でも申請できます。

◆受付期間 令和5年4月6日（木）～令和5年5月31日（水）

8:30～17:00(土・日曜日を除く)



※6月以降も受付を行っていますが、認定になった場合は申請した月からの費用が支給対象となります。